

区民意見公募（パブリックコメント）による意見を受けた原案の修正について

「大田区立図書館の今後のあり方について検討報告書（原案）」について、平成29年11月21日から12月11日まで区民意見の公募（パブリックコメント）を実施し、15人の区民から57件のご意見を頂きました。ご意見を受けて原案を修正した部分は下記のとおりです。

記

1 資料の購入について

資料の購入について、多くのご意見が寄せられました。その中で、資料の購入について納得がいかないというご意見が寄せられました。

このうち、同一資料の購入についてご意見を頂きました。これを受けて【第1章 5 図書館資料 P7】に同一資料の購入のルールを加筆いたしました。

また、専門的な本、図書/AV/雑誌の充実、参考図書の充実、シリーズものの児童図書の充実などの要望や、図書の選定の透明性についての疑問が寄せられました。これを受けて【第2章 5 図書館資料 (2) 収集方針 P22】に購入図書全般について区民が意見を述べられるようなしくみを設けることが必要だと述べています。そのうえで、【第4章 3 個別事業 (1) ア (ア) 大田図書館の一元的管理による適切な資料収集の実施 P43】にも図書館ホームページに購入図書全般に対して区民が意見を述べられるしくみの導入を記載しました。別に【第2章 5 図書館資料 (2) 収集方針 P22】にも国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスについて記載しました。

2 レファレンスの機能向上について

レファレンスサービスの機能向上についてご意見をいただきました。

これを受けて【第3章 6 図書館サービス (2) 情報サービス P31】に「レファレンス共同データベース」に参加することの必要性を加えています。

3 外国人向けサービスの向上について

各国の原書について、受け入れ先の明示をすべきというご意見をいただきました。

これを受けて、【第3章 6 図書館サービス (4) 利用者に対応したサービス P37】に韓国語・中国語の資料のデータが韓国語・中国語で作成されていないため、検索が難しいという課題を記載しました。